# 第5章 案内標識

## 5-1 案内標識

- 1. 重点整備地区等において、生活関連施設間を移動する歩行者を円滑に誘導するために、下記の3種類の歩行者向け案内標識(以下「案内サイン」という。)を系統的に設置する。「解説1]
- (1) 案内地図サイン

案内地図にて、都市全体や周辺情報を伝えるためのサイン

(2) 誘導サイン

施設の方向を示すことで、施設への誘導を行うためのサイン

(3) 個別案内サイン

ピクトサイン(ピクトグラムを用いた案内サインをいう。以下同じ。)等、案内する施設・設備の近傍に設置し、位置を明示するためのサイン

- 2. 案内サインには、次の施設等に関する情報を表示するものとする。<sup>「解説2】</sup>
- (1) 生活関連施設
- (2) 市民トイレ、エレベーター等の高齢者、障がい者等の移動等円滑化に寄与する設備 [解説3]
- (3) バリアフリー経路<sup>【解説4】</sup>
- 3. 本マニュアルに記載のない事項については「神戸市案内サイン共通仕様書」(神戸市、平成28年5月) \*\*\* 36による。

### 【解説1】

案内サインには様々なものがあるが、ここではバリアフリーの観点から、重点整備地区等の一定のエリア内において、生活関連施設間を移動する歩行者を系統的かつ円滑に案内することを目的として、案内地図サイン、誘導サイン、個別案内サインの3種類の案内サインの設置について規定した。

なお、視覚障がい者に対しては、単なる表示だけでは情報を伝達することができないため、案内サインの表示内容を点字又は音声その他の方法により知らせる必要があるが、現在のところ、点字及び音声案内その他の方法により視覚障がい者を案内する設備の情報内容、設置位置、様式について統一されたものがなく、GPS (Global Positioning System)と携帯端末を利用した案内システムなどの技術革新も著しいことから、本格的な整備については今後の国の検討を待つこととする。

#### 【解説2】

案内サインに表示する一般的な施設等については、「神戸市案内サイン共通仕様書」<sup>参考36</sup>に定めるところによるが、重点整備地区等においてバリアフリーを主目的として設置する場合は、特に次の施設等に関する情報を適切に表示することが重要である。

- (1)生活関連施設
- (2) 市民トイレ、エレベーター等の高齢者、障がい者等の移動等円滑化に寄与する設備
- (3) バリアフリー経路

## 【解説3】

トイレ、エレベーター等の設備については、利用可能時間帯等を表示することが望ましい。

## 【解説4】

表示するバリアフリー経路は、多様な障がいを持った人々が概ね移動できるルートのうち、現在地から、

- ○生活関連施設へのルート
- ○相当数の人が訪れる主要施設へのルート

## とすることが望ましい。

なお、都心部などでは、表示すべきバリアフリー経路が多数存在し、地図面が煩雑になる場合も考えられるので、地図面の判読性等を総合的に勘案して、表示の是非を慎重に判断することが必要である。